

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

第128条第1項第2号の規定による認定(2)㉔

【認定の対象】

法人：市内に本店がある者

個人：市内に主たる事業所がある者（※住所地ではなく事業所所在地で判断する。）

【認定要件】

東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛によって、原則として震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少していること。

※1 特定被災区域：岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村

【注意事項】

申請を行う前に、申請者が営んでいる全ての業種が「日本標準産業分類」の細分類でどちらに該当するかご確認ください。日本標準産業分類は、中小企業庁ホームページで閲覧できます。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)

【申請に必要な書類】

	申請に必要な書類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書	2部	○	○
2	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号の規定に関する確認票(2)㉔	1部	○	○
3	法人事業概況説明書（1～18が記載されているページ）の写し（直近期のもの）	1部	○	
4	青色申告決算書の1～2ページ目の写し（直近のもの）	1部		○
5	収支内訳書の1ページ目の写し（直近のもの）	1部		（4又は5のいずれか）
6	売上高の減少理由を説明する理由書	1部	○	○
7	取引関係を証明する資料(伝票等)	1部	○	○

- ・ 3～5は、書類の余白部分に申請者の記名・押印をすること。
- ・ 申請及び訂正は、申請者の実印で行うこと。
- ・ 申請者以外の者が手続きをする場合は、委任状が必要。

【申請書の受付】 富岡市役所 商業課

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分から17時15分まで
(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く。)

電話番号：0274-89-2120

- ・ 認定書は即日の発行ができませんのでご了承ください。
- ・ 手数料は無料です。

※当該認定後、金融機関又は群馬県信用保証協会に認定書を持参の上、保証付き融資をお申し込みください。その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

【信用保証対象外業種】

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
漁業
金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
サービス業のうち以下の業種
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号に規定する風俗営業（同項第7号に規定するまあじやん屋及び第8号に規定するゲームセンターを除く）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業（同項第4号及び第5号に規定するものを除く）及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業（同項第2号に規定するものを除く）並びに同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業
・ 他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
・ 競輪・競馬等の競走場
・ 競輪・競馬等の競技団
・ 芸ぎ業（置屋及び検番を除く）
・ 娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
・ 情報サービス・調査業のうち、興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）
・ 民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業
・ 他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）
・ 政治・経済・文化団体
・ 宗教

本認定の対象者は、信用保証協会の保証対象業種を営む方です。

このため、上表に該当する部分は認定の対象となりませんのでご注意ください。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第128条第1項第2号の規定による認定申請書(2)②ロ関係

平成 年 月 日

富岡市長 殿

申請者

住所

氏名

印(実印)

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 % (実績)

A: 震災の発生後最近1か月間の売上高等

円

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

円

(ロ)(イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

減少率 % (実績見込み)

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円

2 売上高等の減少が、東日本大震災に起因することの理由(注2)

項番	内容	該当
①	特定被災区域内の消費者の需要の減少による販売または役務の提供の減少	
②	特定被災区域外の取引先が、震災に起因して事業活動を停止または縮小したことによる販売または役務の提供の減少	
③	震災に起因した取引先からの契約の解除または顧客の減少による販売または役務の提供の減少	
④	イベントの自粛による販売または役務の提供の減少	

認 第 号 (号)
申請のとおり相違ないことを認定します。
平成 年 月 日
(認定者) 富岡市長 岡野 光利
(注)本認定書の有効期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※申請提出数・・・申請書は正本二通作成してください。

(注1) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が未集計である場合に使用する。

(注2) 該当項目を選択し「該当」欄にチェックするとともに、具体的な内容を記載した書面を添付する。

■ 留意事項 ■

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第128条第1項第2号の規定に関する確認票((2) ②口)

1. 申請者が営んでいる業種

指定業種 に○印	産業分類 中分類番号	日本標準産業分類の 中分類名	最近1年間 の売上比率	左記の根拠	
				細分類番号	日本標準産業分類の細分類名
			%		
			%		
			%		

- ※1 申請者が営んでいる全ての業種を日本標準産業分類で調べて記載する。(信用保証対象外業種を含む。)
- ※2 同一の中分類に指定業種と非指定業種が混在する場合、指定部分と非指定部分を異なる中分類欄に記載する。
- ※3 日本標準産業分類及び指定業種リストは中小企業庁ホームページで閲覧できる。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)

2. 指定業種における最近1か月及びその後2か月、前年3か月の月別売上高

(単位：円)

震災の発生後最近1か月間の売上高 (A)		
平成 年 月		実績

(単位：円)

Aに対応する前年1か月の売上高 (B)		
平成 年 月		

(単位：円)

Aの期間後2か月の見込み売上高 (C)		
平成 年 月		実績・見込
平成 年 月		見込
合計 C		

(単位：円)

Cに対応する前年2か月の売上高 (D)		
平成 年 月		
平成 年 月		
合計 D		

※上記売上高は、主義で計上しました。

※1 売上高は1円単位まで記載すること。

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者
住所

氏名

